

財団法人名古屋市小規模事業金融公社寄附行為

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、財団法人名古屋市小規模事業金融公社と称する。

(事 務 所)

第 2 条 この法人は、事務所を名古屋市千種区吹上二丁目 6 番 3 号に置く。

(目 的)

第 3 条 この法人は、小規模事業経営に関し、金融相談、経営指導を行なうほか、他より事業資金または機械類の調達導入困難なる者については貸付または貸与をなし、もってその経営の改善、合理化並びに事業活動の育成をはかり、延いては名古屋市一円における商工業の振興に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行なう。

- (1) 小規模事業者の金融に関する相談
- (2) 小規模事業開業に関する相談とその指導
- (3) 小規模事業経営の調査研究とその指導
- (4) 企業経営に関する情報の提供
- (5) 事業資金の貸付
- (6) 機械類の貸与
- (7) その他この法人の目的達成に必要な事業

第 2 章 資産及び会計

(資 産)

第 5 条 この法人の資産は、次のとおりとする。

- (1) 設立当初寄附された別紙財産目録記載の財産
- (2) 資産から生ずる果実
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 寄附金品
- (5) その他の収入

(資産の分類)

第 6 条 この法人の資産は、基本財産及び運用財産の 2 種とする。

2. 基本財産は、別紙財産目録のうち基本財産の部に記載された財産及び基本財産の部に編入されることになった財産とする。

3. 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

4. 寄附金品であって、寄附者の指定があるものは、その指示に従うものとする。

(資産の管理)

第 7 条 この法人の資産は、理事会の議決した方法により理事長が管理する。

(基本財産の処分)

第 8 条 基本財産は、処分し又は担保に供してはならない。ただし、この法人の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において、理事の 4 分の 3 以上の同意を得、かつ愛知県知事の承認を得て、その一部を処分し、または担保に供することができる。

(経費の支弁)

第 9 条 この法人の事業遂行に要する経費は、次の収入をもって支弁する。

(1) 基本財産より生ずる収入

(2) 事業より生ずる収入

(3) 補助金、寄附金、その他の収入

(予算及び決算)

第 10 条 この法人の収支予算は、年度開始前に理事会の議決により定め、収支決算は、年度終了後 2 月以内に、その年度末の財産目録とともに、監事の監査を経て、理事会の承認を得なければならない。

(長期借入金)

第 11 条 この法人が資金の借入れをしようとするときは、返済期限が 1 年未満の借入れを除き、愛知県知事へ届け出なければならない。

(会計年度)

第 12 条 この法人の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終る。

(特別会計)

第 13 条 この法人に特別会計を設けることができる。

2. 特別会計を設ける必要があるときは、理事会の議決を経なければならない。

第3章 役員及び評議員

(役員)

第14条 この法人に、次の役員を置く。

理事 9人以上15人以内
監事 3人以内

2. 理事のうち理事長を1人、副理事長を2人、専務理事を1人、常務理事を2人置くことができる。

(役員を選任)

第15条 理事及び監事は、評議員会において選任する。

2. 理事長、副理事長、専務理事及び常務理事は、理事の互選による。
3. 理事のいずれか1人とその親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。
4. 監事は、相互に親族その他特別の関係にある者であってはならない。
5. 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(役員の職務)

第16条 理事は理事会を組織し、この寄附行為に定めるもののほか、理事会の議決によりこの法人の業務を執行する。

2. 監事は、次の職務を行う。
 - (1) 財産の状況を監査すること。
 - (2) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (3) 財産の状況又は業務の執行について不正の事実を発見したときは、これを理事会又は愛知県知事に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要があるときは、理事会の召集を請求し、又は召集すること。

(理事長その他の職務)

第17条 理事長は、この法人を代表し業務を総理する。

2. 副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故あるときは、あらかじめ理事長の定める順位に従い、その職務を代行する。
3. 専務理事は理事長、副理事長を補佐して業務を処理し、理事長、副理事長ともに事故あるときは、その職務を代行する。
4. 常務理事は理事長、副理事長及び専務理事を補佐して業務を処理し、理事長、

副理事長、専務理事とともに事故あるときは、あらかじめ理事長の定める順位に従い、その職務を代行する。

(役員 の任期及び解任等)

第 18 条 役員 の任期は 2 年とする。ただし、補欠または増員のため選任された役員 の任期は、それぞれ前任者または現任者の残任期間とする。

2 . 役員 は再任される ことができる。

3 . 役員 は辞任した場合または任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、なお引き続きその職務を行う。

4 . 役員 は有給とすることができる。

5 . 役員 に、役員 としてふさわしくない行為があったときは、理事会及び評議員会において、それぞれ理事及び評議員の 4 分の 3 以上の同意により、これを解任することができる。この場合、その役員 に対し、理事会及び評議委員会において同意を得る前に弁明の機会を与えなければならない。

(評 議 員)

第 19 条 この法人に、評議員 8 人以上 15 人以内を置く。

2 . 評議員は、理事会の選出に基づき、理事長が委嘱する。

3 . 役員 及び評議員は、相互に兼ねることができない。

4 . 第 15 条第 3 項及び第 18 条第 1 項から第 3 項及び第 5 項の規定は、これを評議員に準用する。この場合において第 15 条第 3 項中「理事」とあるのは「評議員」と、第 18 条中「役員」とあるのは「評議員」と読み替えるものとする。

第 4 章 理事会及び評議員会

(理事会の権能)

第 20 条 理事会は、この寄附行為に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 事業計画の決定

(2) 事業報告の承認

(3) その他この法人の運営に関する重要な事項

(理事会の招集)

第 21 条 理事会は理事長が招集する。ただし、理事又は監事から会議の目的

たる事項を示して、請求のあったときは、理事長は理事会を招集しなければならない。

2. 理事長は前項ただし書に規定する請求があった場合は、その請求のあった日から起算して14日以内に理事会を招集しなければならない。
3. 理事会の招集は、少くとも会日の5日前までにその会議の目的たる事項を示して通知しなければならない。ただし、理事長が緊急やむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(評議員会)

第22条 評議員は、評議員会を組織する。

2. 評議員会は、理事長の諮問に応じ、この法人の重要事項を審議する。
3. 理事長は、次の事項を諮問しなければならない。
 - (1) 事業計画及び収支予算に関すること。
 - (2) 事業報告及び収支決算に関すること。
 - (3) 基本財産の処分及び長期借入金に関すること。
 - (4) その他理事会が必要と認めた事項
4. 評議員会の議長は、評議員の互選によって定める。

(評議員会の招集)

第23条 評議員会の招集については第21条の規定を準用する。この場合において「理事会」とあるのは「評議員会」と、「理事又は監事」とあるのは「評議員」と読み替えるものとする。

(会議)

第24条 理事長は理事会の議長となる。

2. 理事会は、この寄附行為に別に定めるもののほか理事現在数の過半数が出席しなければ議事を開き議決することができない。
3. 理事会の議事は、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
4. やむを得ない理由のため、会議に出席することができない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、または他の理事を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前2項の規定の適用については、出席したものとみなす。
5. 前3項の規定は、これを評議員会に準用する。この場合において「理事会」とあるのは「評議員会」と、「理事」とあるのは「評議員」と、「出席理事」とあるのは「出席評議員」と読み替えるものとする。

(議事録)

第 25 条 議長は、次の事項を記載した会議の議事録を作成し出席者 2 名とともに署名して印を押すものとする。

(1) 会議の日時及び場所

(2) 理事又は評議員の現在数

(3) 会議に出席した理事又は評議員の氏名(書面表決者及び表決委任者を含む。)

(4) 議決事項

(5) 議事の経過及び要領並びに発言者の発言要旨

(6) 議事録署名人の選任に関する事項

2. 前項の議事録は理事長が保管する。

第 5 章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

第 26 条 この寄附行為の変更は、理事会及び評議員会において、それぞれ理事及び評議員の 4 分の 3 以上の同意を得、愛知県知事の認可を受けなければ変更することができない。

(解 散)

第 27 条 この法人は、民法第 68 条第 1 項第 2 号から第 4 号までの規定によるほか、理事会及び評議員会において、それぞれ理事及び評議員の 4 分の 3 以上の同意を得、愛知県知事の許可があったとき解散する。

(残余財産の処分)

第 28 条 この法人の解散に伴う残余財産の処分は、理事会及び評議員会において、それぞれ理事及び評議員の 4 分の 3 以上の同意を得、愛知県知事の許可を得て決定する。

第 6 章 補 則

(委 任)

第 29 条 この寄附行為に定めるもののほか必要な細則は、理事会の議決を経て理事長が定める。

(顧問)

第 30 条 この法人に顧問を置くことができる。

2. 顧問は、理事会の同意を得て、理事長が委嘱する。

3. 顧問は、理事長の諮問に応じ、意見を述べることができる。

(事務局)

第 31 条 この法人に事務局を置く。

2. 事務局に必要な職員を置く。

3. 職員は理事長が任免する。

4. 職員は有給とする。

附 則

1. この法人は、設立許可の日をもって、人格なき財団名古屋市小規模事業金融公社の権利義務の一切を継承するものとする。

2. 削 除

3. この法人の初年度及び次年度の収支予算並びに事業計画は、第 10 条の規定にかかわらず第 4 項に定めるこの法人の設立当初における理事就任予定者の過半数の議決によって定める。

4. この法人の設立当初における理事長、副理事長、専務理事、理事及び監事は下記のとおりとし、その任期第 18 条の規定にかかわらず初会計年度終了後、初めて開かれる理事会終了の日までとする。

記

理 事 長	瀧	潤次郎
副理事長	三 輪	等
副理事長	青 木	守
専務理事	近 藤	彦 氏
理 事	栗 田	良次郎
”	菅 森	潔
”	山 本	太 作

” 武 山 準 一
理 事 宮 崎 四 郎
監 事 浅 井 一
” 北 村 傳 司

- (制定 昭和40年第1号議案 昭和40年4月1日認可)
(改正 昭和41年第1号議案 昭和41年4月12日認可)
(改正 昭和46年第8号議案 昭和46年5月1日認可)
(改正 昭和48年第7号議案 昭和48年4月19日認可)
(改正 昭和58年第81回第1号議案 昭和58年10月11日認可)
(改正 平成2年第104回第3号議案 平成2年3月20日認可)
(改正 平成6年第119回第3号議案 平成6年2月28日認可)

附 則

この寄附行為は、愛知県知事の変更認可の日から施行する。ただし、施行日現に就任している理事の任期は、平成11年9月5日までとする。

(平成11年第135回第4号議案 平成11年3月12日認可)

附 則

- 1 この寄附行為の変更は、愛知県知事の認可のあった日から施行する。
 - 2 この寄附行為の施行日に現に役員又は評議員である者は、変更後の第15条第1項又は第19条第2項の規定により選任されたものとみなす。
- (平成13年第142回第3号議案 平成13年3月5日認可)